

Yamagata Prefectural
University of
Health Sciences

令和6年度学生募集要項 【編入学試験】

山形県立保健医療大学

本要項については、次の点についてご留意願います。

- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染法上の取扱いの変更状況等によっては、本要項の内容を変更する場合があります。
- ・変更があった場合は、本学ウェブサイトでお知らせします。

目 次

山形県立保健医療大学入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)	1
本学の編入学制度	
1 編入学制度の趣旨	2
2 修業年限及び卒業の要件	2
3 既修得単位の認定	2
4 学位及び資格	2
編入学試験募集要項	
1 募集人員	3
2 出願要件	3
3 出願手続	
(1) 出願期間	3
(2) 出願方法	3
(3) 出願書類提出先	3
(4) 出願書類	3
(5) 出願手続上の注意事項	4
(6) 障がい等のある入学志願者の事前相談	4
4 選抜方法等	
(1) 試験日	4
(2) 試験内容及び時間	4
(3) 試験科目等の配点	5
(4) 試験会場	5
(5) 受験上の注意	5
(6) 個人情報について	6
5 合格発表	
(1) 発表日時	6
(2) 発表方法	6
(3) 試験結果の提供	6
入学手続	
1 入学手続	
(1) 手続期間	7
(2) 手続書類等	7
(3) 手続先	7
(4) 入学手続上の注意事項	7
その他	
1 経費概要	8
2 奨学制度	8
3 授業料の減免制度	9
大学（試験会場）案内図	11

袋の中身がそろっているかお確かめください

種 別	数 量
・編入学願書	1
・受験票・写真票	1
・志願理由書	1
・専修学校修了（見込）証明書	1
・専攻科課程修了（見込）証明書	1
・受験票送付用封筒	1
・あて名シール	1
・入学考査料振込依頼書（納入証明書）	1
・出願書類提出用封筒	1

山形県立保健医療大学入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)

山形県立保健医療大学では「幅広い教養と豊かな人間性を備え、高度な知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成する」ことを目的として、次の教育目標を掲げ、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士の国家資格取得につながる教育を行っています。

教育目標

- ・社会や人間の尊厳を理解し、人々と共感し適切に対応できる人間性豊かな人材の育成
- ・科学的知識に裏付けられた高度な専門的技術と倫理的判断力を有する人材の育成
- ・多様な保健医療専門職の役割を理解し、チーム医療に必要な諸能力を備え、実践できる人材の育成
- ・絶えざる向上意欲と自ら研究する姿勢を身につけ、課題の究明に創造的に取り組む人材の育成
- ・国際的視野を持ち活躍できる人材の育成
- ・地域の保健医療の水準の向上に貢献できる人材の育成

以上の教育目標に基づき、本学では次のような優秀な者を受け入れます。

- 1 専門職に関心を持ち、必要な科学的知識・技術の習得及び探求に意欲のある者
専門職として技術の進歩に関心を持ち、常に対象となる方に対して最善の方策を探求しなければなりません。科学的知識・技術の習得に意欲がある者を求めます。
- 2 高い専門的知識・技術の習得に必要な基礎的学力を備えている者
高い専門的知識・技術の習得のためには、基礎的な学力が必要とされます。専門的な知識・技術の習得に必要な水準の学力を備えている者を求めます。
- 3 他者とよい人間関係を作るためのコミュニケーション能力を備えている者
対象者やその家族、チーム医療を担う他の専門職に対して、コミュニケーションを取る必要があります。言語的コミュニケーションのみならず、非言語的なコミュニケーション（表情、態度など）が取れる能力、よい人間関係を作れる力を備えている者を求めます。
- 4 常に社会の変化に関心を持ち、専門職として社会に貢献する意欲のある者
身近な地域から国際社会まで幅広く関心を持ち、専門職として社会に貢献する意欲がある者を求めます。
- 5 多様な価値観を尊重できる者
専門職として様々な年代、健康状態、社会経済的背景及び文化的背景を持つ人々に接する機会が多くあります。多様な価値観を尊重することができる者を求めます。
- 6 論理的に思考し表現・行動できる者
対象者やその家族、チーム医療を担う他の専門職に対して、筋の通った自己の考えを言語化、文章化して表現する必要があります。そのために論理的に思考し表現・行動できる者を求めます。

編入学生には上記に加え、専門領域に関する優れた基礎学力を有し、学習習慣が確立している人を求めます。

本学の編入学制度

1 編入学制度の趣旨

近年、学生の高学歴志向が高まってきていることに加え、医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉に対するニーズの多様化に伴って、より高度な医療領域の知識、技術が求められています。

また、保健医療専門職を取り巻く環境の大きな変化のもとで、就業者や再就職希望者においても生涯学習への意欲が高まっています。

このような社会的な要請に応えるため、看護系短期大学の卒業生、専修学校の専門課程及び高等学校専攻科課程（看護）修了者を編入学生として受け入れ、専門教育を行います。

2 修業年限及び卒業の要件

編入学生は3年次に編入し、修業年限は原則として2年としますが、出身学校の教育課程又は修得単位の結果によっては、3年以上在学しなければならないことがあります(※)。卒業の要件は、入学時に認定された単位と合わせて本学所定の卒業単位を修得する必要があります。在学年限は、4年です。

※ 高等学校の専攻科課程等からの編入では、保健師国家試験受験資格に必要な授業科目（実習含む）の履修が必要になります。また、その他の授業科目（実習含む）の履修も必要になる場合があります。

学 部 名	学 科 名	卒 業 単 位	う ち 認 定 単 位 数 (上 限)
保健医療学部	看護学科	141単位以上	106単位

3 既修得単位の認定

既修得単位の認定は、各人ごとに、出身学校のカリキュラムとその履修状況（単位取得状況）等に基づき行います。

4 学位及び資格

卒業時には、次の学位及び資格が与えられます。

学 部 名	学 科 名	学 位	資 格
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）	保健師国家試験受験資格

編入学試験募集要項

1 募集人員

学 部 名	学 科 名	募 集 人 員	修 業 年 限
保健医療学部	看護学科	4人	2年

※ 入学後の他学科への転科は認めません。

2 出願要件

編入学試験に出願できる者は、次のいずれかに該当する者です。

- ① 短期大学の看護系学科を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- ② 専修学校専門課程の看護系学科を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者（※）
- ③ 高等学校の専攻科課程（看護）（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者

※ 専修学校専門課程の修了者とは、文部科学省が定める基準（修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること。）を満たす課程の修了者で、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者をいう。

なお、出願資格について、不明な点がある場合は問い合わせてください。

3 出願手続

（1）出願期間

令和5年8月4日（金）から8月10日（木）まで（必着）

出願期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しませんので、郵送期間を十分考慮のうえ、手続をしてください。

（2）出願方法

下記（4）に記載の出願書類一式を、本学所定の出願用封筒により提出してください。

- ① 郵送する場合：8月10日（木）必着とします。
（注）郵送の場合は、簡易書留郵便としてください。
- ② 持参する場合：受付時間は9時から17時までとします。
ただし、土曜日及び日曜日の受け付けは行いません。

（3）出願書類提出先

山形県立保健医療大学 教務学生課

〒990-2212 山形県山形市上柳260番地 TEL 023-686-6688

（4）出願書類

① 入学願書、受験票・写真票

本学所定の用紙に自筆で記入し、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身・無帽・正面向、背景なし、出願前3か月以内に撮影したもので、裏面に氏名を記入すること。）を、所定の欄に貼り付けてください。

② 志願理由書

本学所定の用紙に自筆で記入し、提出してください。

③ 成績証明書

出身校の学長（又は学校長）が作成し、厳封したものを提出してください。

④ 卒業・修了（見込）証明書

出身校の学長（又は学校長）が作成したものを提出してください。なお、「2 出願要件」の②又は③に該当する方は、本学所定の用紙（②：専修学校修了（見込）証明書、③：専攻科課程修了（見込）証明書）により作成してください。

⑤ TOEIC Listening & Reading公式認定証

出願締切日（8月10日）までの2年以内に受験した英語外部試験TOEIC Listening & Reading（以下、「TOEIC L&R」という）の公式認定証（受験者の写真と得点が印字された部分のみ）を提出してください。

⑥ 受験票送付用封筒

本学所定の封筒に出願者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、404円分の切手を貼り付けたものを提出してください。

⑦ あて名シール

本学所定の用紙に出願者の郵便番号、住所及び氏名を記入したものを提出してください。

⑧ 入学考査料納入証明書

募集要項に同封されている「入学考査料振込依頼書」により、裏面の注意事項に留意の上、**入学考査料（17,000円）**を金融機関で納入し、金融機関の領収印済の「入学考査料納入証明書」を入学願書裏面の所定欄に貼り付けてください。

(5) 出願手続上の注意事項

① 出願書類等に不備がある場合は受理しませんので、十分に確認してください。

② 出願手続後の入学考査料の払戻し、提出書類の返還はしません。

ただし、入学考査料を納入後に**出願手続**をしなかった場合は返還しますので、本学教務学生課まで連絡してください。

③ 受験票は、受付後、受験番号を記載し出願者に送付します。

なお、**令和5年8月17日（木）**までに受験票が到着しない場合は、直ちに問い合わせてください。

(6) 障がい等のある入学志願者の事前相談

障がい等のある志願者で、受験上特別な配慮を希望する者は、**令和5年8月10日（木）**までに、次の事項を記載した文書（様式は自由）に医師の診断書又は身体障害者手帳等の写しを添えて本学教務学生課に提出してください。なお、必要な場合は、志願者又はその者の立場を代弁し得る出身学校関係者等との面接等を行うことがあります。

記載事項 ア 入学志願者の氏名・住所・電話番号
イ 障がい等の種類・程度
ウ 受験上特別な配慮を希望する事項
エ 出身学校等でとられていた特別措置

4 選抜方法等

(1) 試験日

令和5年8月24日（木）

(2) 試験内容及び時間

試験会場開扉 8:30 受付・入室 8:40～9:00 オリエンテーション 9:00～9:15
休憩 10:45～11:00 面接オリエンテーション 11:00～11:05

試験内容	試験時間
専門科目	9:15～10:45
面接	11:05～13:00

(3) 試験科目等の配点

学部・学科名		試験科目等の配点			配点 合計
保健医療 学 部	看 護 学 科	専門科目	英 語 (TOEIC L&R)	面 接	
		200点	100点	100点	

- ※1 専門科目は、看護学全般（公衆衛生看護学・助産学を除く）と専門基礎科目とし、論述形式の出題を含みます。
- ※2 英語は、TOEIC L&Rの公式認定証を、本学が定める配点に換算します。
- ※3 面接については、提出書類（志願理由書及び成績証明書）等を参考にします。
- ※4 可否の判定は、総合得点で判定します。専門科目、英語のどちらかの得点が本学の定める基準を満たさない場合や、面接の得点が50点未満の場合は、合計得点の如何にかかわらず不合格とすることがあります。

(4) 試験会場

山形県立保健医療大学（11ページ 試験会場案内図参照）
山形県山形市上柳260番地（TEL 023-686-6688）

(5) 受験上の注意

- ① 受験票は受験当日必ず携帯し、受付の際に提示してください。
- ② 受験者は、9時までに指定された試験室に入室し、「山形県立保健医療大学編入学試験受験票」を机上に置いて着席してください。
- ③ 専門科目試験開始後は、20分以内の遅刻に限り受験を認めます。
- ④ 各自の指定された面接開始時に不在の場合は、欠席したものと取り扱います。
- ⑤ 指定している試験科目（専門科目・面接）を1つでも受験しなかった者は、入学者選抜の対象から除きます。
- ⑥ 専門科目試験時間中に使用を認める用具類は、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類を除く。）、時計（辞書や電卓・端末等の機能があるもの・それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものを除く。）、眼鏡、ハンカチ、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）、目薬に限ります。
- ⑦ 携帯電話、スマートフォン等の電子機器類は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し、電源を切っておいてください。試験開始前に、監督者の指示で電源が切られているか等の確認を行ったうえ、かばん等にしまってください。試験時間中に、これらをかばん等にしまわず、身に付けていたり、手に持っているとは不正行為になることがあります。なお、試験中にスマートフォン等が鳴動した場合は、スマートフォン等をしまったかばんごと室外に運び出します。
また、試験会場において試験監督者等の指示に従わない場合も不正行為になることがあります。不正行為を行った場合は、全ての科目の成績を無効とします。
- ⑧ 受験者へ宿泊所のあつ旋等はいりません。
- ⑨ 試験会場及び試験室へは、外履のまま入れます。
- ⑩ 事前に試験会場の確認を行う場合は、試験会場入口に掲示する配置図により、各自が受験する試験室を確かめてください。なお、1階事務室から先の校舎棟（試験室を含む）への立ち入りは禁止とします。
確認可能日時：令和5年8月23日（水） 13時～17時
- ⑪ 試験当日において、学校保健安全法で出席停止が定められている感染症（インフルエンザなど）に罹患し治癒していない場合は受験できません。

(6) 個人情報について

本学の入学者選抜試験実施に伴い提出された氏名、生年月日、住所その他の個人情報は、入学者選抜、入学手続、奨学金業務、統計・分析、入学後教育指導上の目的のため利用し、これらの目的以外には利用しません。

本学への出願をもって、この内容に同意したものとして取り扱います。

5 合格発表

(1) 発表日時

令和5年9月4日（月）10時

(2) 発表方法

合格者には合格通知書及び入学手続書類を送付します。

また、本学ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲載します。

U R L	https://www.yachts.ac.jp/
-------	---

なお、電話等による可否結果の問い合わせには、一切応じません。

(3) 試験結果の提供

① この試験の結果については、口頭で提供を求めることができます。

提供を希望する場合は、受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（身分証明書等）を持参の上、9時から17時までの間に、下表の提供場所に直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日の受け付けは行いません。

提供請求できる人	提供内容	提供期間	提供場所
受験者本人	総合得点及び順位	合格発表の日から 1か月間	山形県立保健医療大学 教授学生課

② 試験結果の提供についての詳細は、本学教務学生課に直接お問い合わせください。

入学手続

1 入学手続

合格者で本学に入学する者は、入学手続期間内に必要書類を郵送又は持参し、所定の入学手続を行ってください。

なお、期間内に入学手続を完了しなかった場合は、入学を辞退したものとして取り扱いますので注意してください。

(1) 手続期間

令和5年9月6日(水)から9月12日(火)まで

① 郵送する場合：9月12日(火)必着とします。

(注) 郵送の場合は、簡易書留郵便としてください。

② 持参する場合：受付時間は9時から17時までとします。

ただし、土曜日及び日曜日の受け付けは行いません。

(2) 手続書類等

① 入学手続の詳細及び必要な書類は、合格通知書発送時に直接本人あてに郵送します。

② 入学料は、入学手続書類に同封されている「振込依頼書」により、裏面の注意事項に留意の上、所定の金額を金融機関で納入してください。

入学料(※) ……入学手続時に納付

・ 県内者 282,000円

〔本人又は本人の一親等の尊属が本人の入学の日の1年前から引き続き山形県の区域に住所を有する者とし、住民票、戸籍抄本により確認します。〕

・ 県外者 564,000円

〔上記以外の者。〕

※1 入学料の改定が行われた場合には、改定時から新たな金額が適用されます。

※2 国の修学支援制度により、給付奨学金の認定を受けた者は、世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)に応じて入学料が免除されます。

区分	免除
第Ⅰ区分(減免額算定基準額 100円未満)	282,000円
第Ⅱ区分(減免額算定基準額 100円以上～25,600円未満)	188,000円
第Ⅲ区分(減免額算定基準額 25,600円以上～51,300円未満)	94,000円

このほか、大学独自の基準により、大学入学前年の1年以内において、学費負担者の死亡、又は学生若しくは学費負担者が甚大な風水害等の災害を受ける等の特別な事由により、入学料の納付が困難であると認められる場合など、入学料減免の対象となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

(3) 手続先

山形県立保健医療大学 教務学生課

〒990-2212 山形県山形市上柳260番地 TEL 023-686-6688

(4) 入学手続上の注意事項

① 入学手続期間を過ぎて到着したものは受理しません。郵送の場合は、所要日数を十分考慮して発送してください。

② 必要な書類及び入学料の納付がない場合は、受理することができません。書類提出の際は、十分に確認してください。

③ 一度受理した入学手続書類及び入学料は返還しません。

そ の 他

1 経費概要

(1) 授業料

年額 535,800円（入学後、前期（4月）、後期（10月）の2回に分けて納付）

(2) 教科書代等

教科書代、ユニフォーム代等のほか、実習に伴う諸経費が必要となります。

(3) 学生自治会費

学生相互の親睦を基盤とし、会員の自主的活動により学生生活の充実・向上を図るため、全学生をもって構成された自治会が設置されています。

会費 2年分一括 6,000円

(4) 教育振興会費

学生保護者相互の連絡親睦を図るとともに、学生の福利厚生、教育振興に寄与することを目的として、全学生の保護者をもって構成された後援会が設置されています。

会費 年額20,000円

なお、教育振興会では学生傷害保険（※1）及び賠償責任保険（※2）の保険料を負担しております。（金額2,790円）（2年分一括）

- ※1 実習先を含めた学校管理下（学内、登下校中、サークル活動中等）における不慮の災害、事故等により身体に傷害を被った場合の補償で、学生全員が加入します。
- ※2 授業中、学校行事及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る損害賠償を補償するもので、学生全員が加入します。

（注）上記(1)(3)(4)の金額については、令和5年度入学者を対象とした金額です。
これらの金額について改定があった場合には、改定時から新たな金額が適用されます。

2 奨学制度

(1) 日本学生支援機構奨学金

＜給付奨学金＞

- ・学業・収入・資産基準を満たした人に対し、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。
- ・世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・区分	国公立	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円
第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円
第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円

※1 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、（ ）内の金額となります。

※2 通常、前年度の収入金額等により審査を行います。生活維持者の死亡や新型コロナウイルス感染症の影響など予期できない事由により家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査します（随時受付）。

- ・給付奨学生に採用された人が第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支給期間中に同時に受けることができる第一種奨学金の月額、下表のとおりです。

学校種別・区分	国公立	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

<貸与奨学金>

人物・学力基準を満たしている人を学長が推薦し、日本学生支援機構で家計を含めた審査を行い採用された人に対し、返還義務のある奨学金を貸与するものです。奨学金の種類と貸与月額は下記のとおりです。

【第一種奨学金】利息なし

区分 月額の種類	国公立	
	自宅通学	自宅外通学
最高月額	45,000円	51,000円
最高月額 以外の月額	30,000円	40,000円
	20,000円	30,000円 20,000円

【第二種奨学金】利息あり

20,000円から120,000円の間で1万円単位の金額を選択できます。

(2) 地方公共団体・病院等の奨学金制度

この制度については、各地方公共団体・病院に問い合わせてください。

3 授業料の減免制度

(1) 国の修学支援制度による減免

<対象者>

- ・給付奨学金の認定を受けた者
- ・生計維持者の死亡、震災、風水害等の予期できない事由により家計が急変し、授業料の納付が困難として給付奨学金の認定を受けた者
- ・特別の事情により、給付型奨学金の申し込みを行わない者で給付奨学金の要件を満たす者

<減免額>

- ・前年の生計維持者の市町村民税所得割等から算定された区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）ごとに減免額を決定します。

区分	授業料	入学料
第Ⅰ区分（減免額算定基準額 100円未満）	全額	282,000円
第Ⅱ区分（減免額算定基準額 100円以上～25,600円未満）	3分の2	188,000円
第Ⅲ区分（減免額算定基準額 25,600円以上～51,300円未満）	3分の1	94,000円

※ 通常、前年度の課税標準額により審査を行います。生計維持者の死亡や新型コロナウイルス感染症の影響など予期できない事由により家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査します（随時受付）。

(2) 大学の独自制度による減免

国の修学支援制度で対象外となった者、全額免除とならなかった者について、大学独自の基準で減免を行います。

<対象者>

- ・ 経済的理由により授業料の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者
- ・ 授業料の徴収の時期ごとの6月以内（新たに在学することとなった者に係る入学した日の属する学期分の授業料の免除の場合は、入学前1年以内）において、学費負担者の死亡、又は学生若しくは学費負担者が風水害等の災害を受ける等の特別の事由により、授業料の納付が困難であると認められる者

<減免額>

- ・ 国の修学支援制度による授業料の減免額が3分の2である場合 3分の1
- ・ 国の修学支援制度による授業料の減免額が3分の1である場合 3分の2又は6分の1
- ・ 国の修学支援制度の対象とならない場合 全額又は半額

大学（試験会場）案内図

山形県立保健医療大学

〒990-2212 山形県山形市上柳260番地

TEL 023-686-6688



JR山形駅から

- ・タクシー 約20分
- ・バス
「県立中央病院」行（約30分）、
終点下車 徒歩 約5分

JR羽前千歳駅から

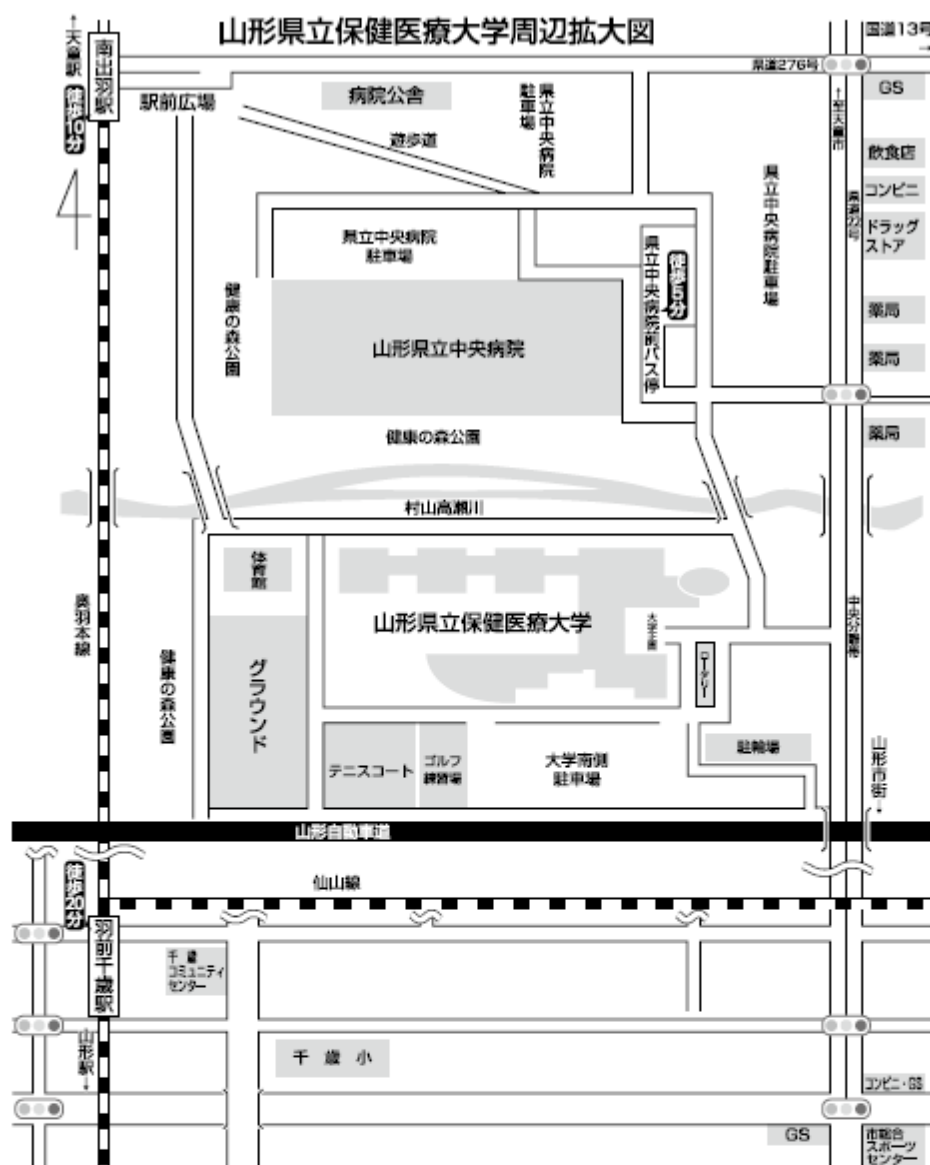
- ・徒歩 約20分

JR南出羽駅から

- ・徒歩 約10分

山形空港から

- ・タクシー 約40分



入試に関する問い合わせ

入試についての問い合わせは、下記あてに行ってください。

山形県立保健医療大学 教務学生課

T E L 023-686-6688

F A X 023-686-6674

E-mail kyogaku@yachts.ac.jp

〒990-2212 山形県山形市上柳260番地

※ kyogaku@yachts.ac.jpは受信専用のアドレスです。

ご質問に関しては、担当者のアドレス（〇〇〇@yachts.ac.jp）で回答いたしますので、携帯電話の受信設定等ご注意くださいようお願いいたします。



Yamagata Prefectural
University of
Health Sciences

山形県立保健医療大学

〒 990-2212 山形県山形市上柳 260 番地

TEL 023-686-6688 FAX 023-686-6674

URL <https://www.yachts.ac.jp/>

